

○茅ヶ崎市立公民館条例

昭和 55 年 3 月 31 日
条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 24 条の規定に基づき、茅ヶ崎市立公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 12 条例 42・一部改正)

(設置、名称及び位置)

第 2 条 茅ヶ崎市立公民館(以下「公民館」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茅ヶ崎市立小和田公民館	茅ヶ崎市美住町 6 番 20 号
茅ヶ崎市立鶴嶺公民館	茅ヶ崎市萩園 2028 番地 55
茅ヶ崎市立松林公民館	茅ヶ崎市室田一丁目 3 番 2 号
茅ヶ崎市立南湖公民館	茅ヶ崎市南湖六丁目 15 番 1 号
茅ヶ崎市立香川公民館	茅ヶ崎市香川一丁目 11 番 1 号

(昭 56 条例 32・昭 57 条例 37・昭 59 条例 29・昭 60 条例 17・昭 63 条例 31・平 12 条例 42・平 14 条例 31・一部改正)

(休館日等)

第 3 条 公民館の休館日及び開館時間は、教育委員会規則で定める。

(平 12 条例 42・全改)

(事業)

第 4 条 公民館は、法第 22 条に掲げる事業のほか、必要に応じて他の事業を行うことができる。

(使用の承認等)

第 5 条 公民館を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 公民館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(平12条例42・全改)

第6条 教育委員会は、公民館の使用が、同一の者が同一の内容で7日以上連続して使用するもの又は例日を定めて使用するものであると認めるときは、使用を承認しないことができる。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する連続して使用することができる期間には、休館日を含まないものとする。

(平12条例42・全改)

(使用の内容の変更)

第7条 第5条第1項の規定により公民館の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(平10条例30・一部改正、平12条例42・全改)

(使用の承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を中止させることができる。

(1) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第5条第3項に規定する使用の承認の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の行為により使用の承認を受けたとき。

(5) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。

(平10条例30・追加、平12条例42・一部改正)

(目的以外の使用等の禁止)

第9条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外の目的で公民館を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(平10条例30・旧第8条繰下、平12条例42・一部改正)

(販売行為等の禁止)

第 10 条 使用者及び入館者は、公民館内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(平 12 条例 42・追加)

(特別の設備等の制限)

第 11 条 使用者は、公民館に特別の設備をしようとするとき又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(平 12 条例 42・追加)

(原状回復の義務)

第 12 条 使用者は、公民館の使用を終了したとき又は第 8 条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を制限され、若しくは使用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

(平 10 条例 30・旧第 9 条繰下、平 12 条例 42・旧第 10 条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第 13 条 使用者及び入館者は、公民館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平 10 条例 30・旧第 10 条繰下・一部改正、平 12 条例 42・旧第 11 条繰下・一部改正)

(入館の制限等)

第 14 条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 公民館の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公民館の管理上支障があると認められるとき。

(平 12 条例 42・追加)

(管理上の立入り)

第 15 条 使用者は、関係職員が公民館の管理のためその使用に係る施設に立入りを要求したときは、拒むことができない。

(平 12 条例 42・追加)

(審議会の設置)

第16条 法第29条第1項の規定により公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平24条例10・追加)

(委員)

第17条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、7人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(平12条例42・追加、平24条例10・旧第16条繰下・一部改正)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平10条例30・旧第11条繰下、平12条例42・旧第12条繰下・一部改正、平24条例10・旧第17条繰下)

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第32号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第37号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第29号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第17号)

この条例は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第31号)

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第30号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第42号)抄

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第31号)

この条例は、平成14年11月5日から施行する。

附 則(平成24年条例第10号)抄

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。